

別表Ⅰ 申請書類一覧

① 中小企業者（又は市長が別に定める団体等）が事前申請する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書（第2号様式） (2) 事業計画書（第3号様式） (3) 見積書（1件につき300万円以上（税抜）を購入する場合は、原則として2社以上）</p> <p>※事後申請を見込んで発注し、その後、納品の遅延等により、補助対象期間内の「納品（設置）及び支払」が見込めなくなった場合は、発注内容が分かる資料</p>
2	浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 法人税確定申告書〔別表1・法人事業概要説明書〕の写し ※提出できない場合（創業1年未満等）、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類 (2) その他事業実態が確認できるもの（会社パンフレット等）</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書（写）または未実施理由書 (2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書（写）又は完納証明書（写）（該当する場合のみ） (3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書（写）等（該当する場合のみ）</p>
4	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）。 (2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類（上記制度へ加入済の場合のみ）</p> <p>※提出できない場合（加入申込中等）、実績報告時に上記のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）の提出が必要。 ※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5（林業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体（中小企業者、森林組合）の場合：「F S C 登録証明書」の写し</p>
6	支援メニュー6（水産業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加資料	<p>(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書 (2) 漁船保険または、漁業経営セーフティネット構築事業に加入している証明書</p> <p>※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。</p>

② 中小企業者（又は市長が別に定める団体等）が事後申請又は概算申請（支援メニュー7に限る。）する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書（第1号様式）又は補助金交付申請書及び概算承認申請書（第14号様式）（支援メニュー7に限る。）</p> <p>(2) 補助金の対象となる製品等を浜松市内の施設等に設置したことが分かる写真（支援メニュー2～6の場合）</p> <p>(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類</p> <p>※領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、申請者と同一名の宛名が記載されていること ・補助対象経費の支出日、単価や個数等が分かるよう、組み合わせて提出することも可能 ・代金の一部を補助対象外となる方法（特典ポイントによる支払等）で支払った場合は、その金額及び内訳が分かる書類を添付すること
2	浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 法人税確定申告書〔別表1・法人事業概要説明書〕の写し</p> <p>※提出できない場合（創業1年未満等）、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類</p> <p>(2) その他事業実態が確認できるもの（会社パンフレット等）</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書（写）または未実施理由書</p> <p>(2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書（写）又は完納証明書（写）（該当する場合のみ）</p> <p>(3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書（写）等（該当する場合のみ）</p>
4	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）。</p> <p>(2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5（林業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体（中小企業者、森林組合）の場合：「F S C 登録認証書」の写し</p>
6	支援メニュー6（水産業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書</p> <p>(2) 漁船保険または、漁業経営セーフティネット構築事業に加入している証明書</p> <p>※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。</p>

7	<p>支援メニュー7 (再エネ型電気契約) を申請する際の追加書類</p>	<p>(1) 再エネ型電気契約に加入しており、契約業者名(提供者)・契約メニュー名・契約者名・電力区分・契約電力の使用住所が分かる書類</p> <p>(2) 「実績」にて申請した各月の、使用kWh数及び再エネ型電気契約加入に際し加算された1kWhあたりの加算額が分かる書類</p> <p>(3) 「実績」にて申請した各月の使用料の支払いを行ったことが分かる書類(領収書等)なお、領収書により(1)及び(2)の内容が分かる場合は、(1)及び(2)の提出は不要。</p>
---	---	---

③ 個人事業主が事前申請する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書 (第2号様式)</p> <p>(2) 事業計画書 (第3号様式)</p> <p>(3) 見積書 (1件につき300万円以上 (税抜) を購入する場合は、原則として2社以上)</p> <p>※事後申請を見込んで発注し、その後、納品の遅延等により、補助対象期間内の「納品 (設置) 及び支払」が見込めなくなった場合は、発注内容が分かる資料</p>
2	浜松市内に在住・市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 運転免許証両面 (写)、パスポート (写)、住民票 (写) (3か月以内に発行されたもの) のうちいずれか</p> <p>(2) 所得税確定申告書B [第1表・第2表] の写し</p> <p>※提出できない場合 (創業1年未満等)、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類</p> <p>-----</p> <p>【林業者の場合】</p> <p>(1) 浜松市内に施設等を有していることを証明する書類 (例) 登記簿 (写)、立木の伐採証明書 (写)、伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書 (写) 等</p> <p>(2) 事業実態があることが確認できる書類 (例) 所有森林から木材を生産したことが分かる書類 (出荷伝票 (写)、売上伝票 (写)、納品書 (写) 等で過去2年以内のもの)</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書 (写) または未実施理由書</p> <p>(2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書 (写) 又は完納証明書 (写) (該当する場合のみ)</p> <p>(3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書 (写) 等 (該当する場合のみ)</p>
4	支援メニュー4 (農業用省エネ技術等導入) を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し (認定農業者の場合) 又は青年等就農計画認定書の写し (認定新規就農者の場合)。</p> <p>(2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類 (上記制度へ加入済の場合のみ)</p> <p>※提出できない場合 (加入申込中等)、実績報告時に上記のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類 (受付済の加入申込書の写し等) の提出が必要</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5 (林業用省エネ技術等導入) を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体 (個人事業主) の場合: 「F S C 登録認証書」の写し</p> <p>(2) F S C 認証取得済林業者 (林業者) の場合: 「所有森林が F S C 認証林であることを証する書類」の写し</p> <p>※ F S C 認証取得済林業者は、浜松市内に住所を有していない場合も対象となる。</p>

6	<p>支援メニュー6 (水産業用省エネ技術等導入)を申請する際の追加書類)</p>	<p>(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書 (2) 漁船保険または、漁業経営セーフネット構築事業に加入している証明書 ※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。</p>
---	---	--

④ 個人事業主が事後申請又は概算申請（支援メニュー7に限る。）する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書（第1号様式）又は補助金交付申請書及び概算払承認申請書（第14号様式）（支援メニュー7に限る。）</p> <p>(2) 補助金の対象となる製品等を浜松市内の施設等に設置したことが分かる写真 （支援メニュー2～6の場合）</p> <p>(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類 ※領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、申請者と同一名の宛名が記載されていること ・補助対象経費の支出日、単価や個数等が分かるよう、組み合わせて提出することも可能 ・代金の一部を補助対象外となる方法（特典ポイントによる支払等）で支払った場合は、その金額及び内訳が分かる書類を添付すること
2	浜松市内に在住・市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 運転免許証両面(写)、パスポート(写)、住民票(写) (3か月以内に発行されたもの) のうちいずれか</p> <p>(2) 所得税確定申告書B〔第1表・第2表〕の写し ※提出できない場合（創業1年未満等）、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類</p> <hr/> <p>【林業者の場合】</p> <p>(1) 浜松市内に施設等を有していることを証明する書類 (例) 登記簿(写)、立木の伐採証明書(写)、伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書(写)等</p> <p>(2) 事業実態があることが確認できる書類 (例) 所有森林から木材を生産したことが分かる書類（出荷伝票(写)、売上傳票(写)、納品書(写)等で過去2年以内のもの</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書（写）または未実施理由書</p> <p>(2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書（写）又は完納証明書（写）（該当する場合のみ）</p> <p>(3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書（写）等（該当する場合のみ）</p>
4	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）。</p> <p>(2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5（林業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体（個人事業主）の場合、「F S C 登録認証書」の写し</p> <p>(2) F S C 認証取得済林業者（林業者）の場合、「所有森林がF S C 認証林であることを証する書類」の写し</p> <p>※F S C 認証取得済林業者は、浜松市内に住所を有していない場合も対象となる。</p>

6	支援メニュー6 (水産業用省エネ技術等導入)を申請する際の追加書類)	(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書 (2) 漁船保険または、漁業経営セーフネット構築事業に加入している証明書 ※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。
7	支援メニュー7 (再エネ型電気契約)を申請する際の追加書類	(1) 再エネ型電気契約に加入しており、契約業者名(提供者)・契約メニュー名・契約者名・電力区分・契約電力の使用住所が分かる書類 (2) 「実績」にて申請した各月の、使用kWh数及び再エネ型電気契約加入に際し加算された1kWhあたりの加算額が分かる書類 (3) 「実績」にて申請した各月の使用料の支払いを行ったことが分かる書類(領収書等)なお、領収書により(1)及び(2)の内容が分かる場合は、(1)及び(2)の提出は不要。